

提言3 経済のグローバル化や人口減少社会に対応した産業振興・雇用対策の推進

(産業振興対策・働き方改革)

(1) 産業人材の確保及び先進技術の活用による産業振興の推進

<提言>

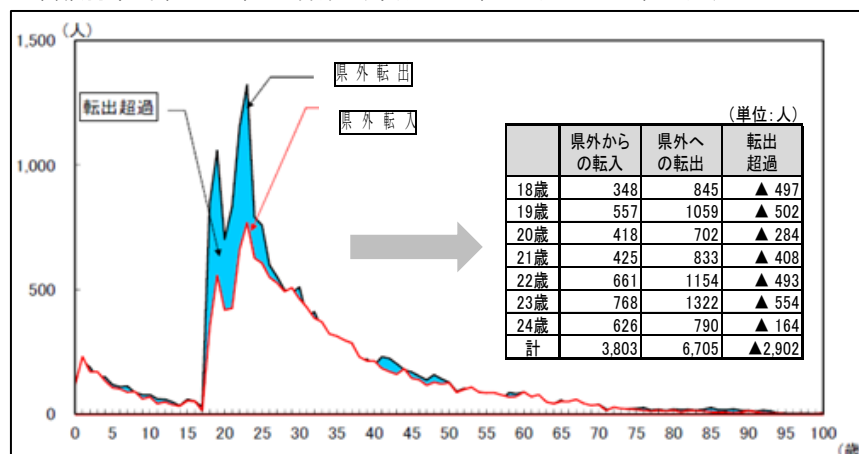
- ① 県内高等学校・大学等卒業生及び県外大学等卒業生の県内就職の促進を図るため、生徒・学生及びその保護者に対し、継続的に県内企業の魅力や就職に関する情報等を発信すること。さらに、県と大学等との就職促進に関する協定締結を拡大すること。
- ② 社会人のU I ターン就職の促進のため、子育てを地元でしたいと考えている子育て世代や、就職後数年経過し転職を考えている世代を主なターゲットにし、U I ターン潜在層の掘り起こしのための取組みを推進すること。
- ③ 労働生産性の向上に向けてI o T、A I、ロボット等の先進技術の導入を促進するため、企業に対し導入メリット・成功事例等の周知を図るとともに、ロボットシステムインテグレータ※（以下「ロボットS I e r」という。）等の技術を活用できる人材の育成を図ること。
- ④ スマート農業の活用や収益力の向上に向けた経営モデルの提示等により、農業に参入しやすい環境づくりに努め、若者の新規就農を促進し、農村地域への定着を図ること。

※ ロボットシステムインテグレータとは、企業の多種多様な生産ラインに最適なロボットシステムを設計・提案し、ハンドや周辺装置の開発・設置、操作方法の教示、メンテナンスまで幅広く担う専門業者（人材）のこと。

<現状>

- 県外転入、転出の状況を年齢別にみると、高等学校や大学等の卒業や就職を迎える若者の転出超過が目立ち、平成28年10月から29年9月までの18歳から24歳までの転出超過数は2,902人となっている。

年齢別県外転入・転出者数（平成28年10月～29年9月）



出典：県企画振興部
「平成29年山形県の人口と世帯数」

- 平成29年3月における県内高等学校の卒業生の進路は、大学等進学者の72.3%、専修学校等進学者の58.6%が県外に進学するなど、高等学校卒業生全体では、53.4%と半数以上が県外へ転出している。

県内の高等学校卒業生の進路（平成29年3月）

（単位：人）

区分	人数	進路	
		うち県内	うち県外
大学等進学者 （大学、短期大学等）	4,566 (45.3%)	1,265 (27.7%)	3,301 (72.3%)
専修学校等進学者 （専修学校、公共職業能力開発施設等）	2,457 (24.4%)	1,016 (41.4%)	1,441 (58.6%)
就職者	2,886 (28.7%)	2,248 (77.9%)	638 (22.1%)
その他	164 (1.6%)		
計	10,073	4,529 (45.0%)	5,380 (53.4%)

出典：県企画振興部「平成29年度学校基本調査結果報告書」

- 平成30年5月31日現在の県内の4年制大学卒業生の県内就職率は30.2%と低い状況になっている。短期大学卒業生を含めても県内就職率は37.5%にとどまっている。

平成29年度県内の大学卒業者の就職内定状況

区分	就職者	県内		県外	
		就職者	割合	就職者	割合
大学(6大学)	1,905	576	30.2%	1,329	69.8%
短大(3短大)	468	313	66.9%	155	33.1%
計	2,373	889	37.5%	1,484	62.5%

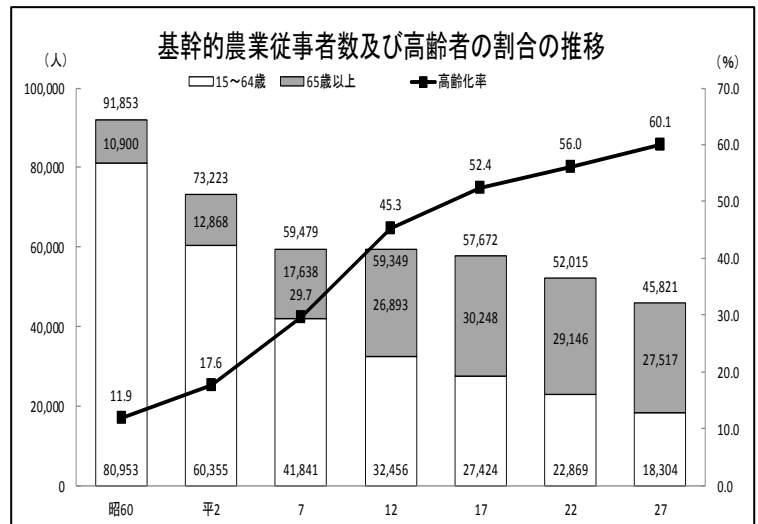
出典：県総務部作成資料（平成30年5月31日現在）

- 若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的として、県内高等学校等を卒業し、大学等へ進学した学生が卒業してから、3年間県内で居住・就業した場合に、奨学金返還を支援する山形県若者定着奨学金返還支援事業を実施している。
- 県では、大学等と連携した取組みとして、16大学等とU I ターン就職促進に関する協定を締結し、県内の企業情報の提供、大学内での就職ガイダンスの開催等県外大学等卒業生の県内就職の促進を図っている。
- U I ターン就職に向けては、首都圏における山形県内への就職相談窓口として、「山形県Uターン情報センター」、「やまがたハッピーライフ情報センター」を設置し、首都圏在住者のU I ターン就職をサポートするとともに、山形県内で実施される採用面接を受けるためなどに要した交通費の一部を助成する山形県Uターン就職活動交通費助成事業を実施している。

○ 県内企業における生産性の向上や労働力不足への対応等を目的として、山形県 I o T 推進ラボを設立し、セミナーを通じた I o T の普及啓発及び中小企業への導入に適した I o T 導入モデルの構築など、I o T の導入・活用に関する様々なプロジェクトを推進している。

○ ロボット導入の推進役となるロボット S I e r の認知度向上と育成を図るため、ロボット導入促進に向けた勉強会の開催や、ロボット S I e r の育成研修を行っている。

○ 県内の基幹的農業従事者数は、昭和60年の91,853人から平成27年には45,821人となり、半減している。一方、このうち65歳以上の割合は、昭和60年の11.9%から平成27年には60.1%まで上昇しており、高齢化が進展している。



出典：農林水産省「農林業センサス」

○ 平成30年度をスマート農業普及推進元年とし、少ない人数・労力での生産(省力化、軽労化)、生産性向上(効率化)及び熟練生産者の技術継承という3つの観点で取組みを強化している。現在、実証ほ場において、水田の水管理、すいか・りんごの病害予測、すいかの生産工程改善及びきゅうりの栽培技術伝承の実証実験を行っている。

<課題>

○ 県内高等学校の卒業生の過半数が県外へ転出していることから、就職希望の生徒だけでなく、進学希望の生徒及びその保護者に対しても、県内企業の魅力を知ってもらう必要がある。また県外大学等に進学した学生及びその保護者に対し、継続的に県内企業の魅力や就職に関する情報等を発信する必要がある。

○ 県外大学等に進学した学生のUターン就職を支援し、県内企業の人材を確保するためには、更に多くの大学等と就職促進に関する協定を締結し、学生の県内就職に向けた相談支援について相互に連携・協力をして取り組む必要がある。

- 将来、結婚や子育てを地元でしたいと考えている世代や、就職後数年経過し転職を考えている世代等が山形県にUターンするよう、実際に説明会に参加している社会人だけでなく、首都圏での各種イベントや同窓会等の機会を捉え、郷土に帰りたいという思いがある県出身者の掘り起こしが必要である。
- 県内企業のI o T導入状況は、「事業のI o Tを牽引する人財育成に関する調査」(山形大学地域価値創成学研究所)によると、「導入している企業」は21%、「導入予定がある・導入を検討している企業」は19%、「関心はあるが導入予定はない企業」は4%、「導入していない企業」は56%と、過半数の企業が導入していない。

このような状況を踏まえ、I o T導入モデルを紹介・普及しながら、そのメリットを県内企業に浸透させていくとともに、I o T導入に向けて取り組んでいく必要がある。
- ロボット導入を検討している中小企業には、導入のための「目的・目標の明確化」や「ロボットS I e rに対する提案・見積の依頼」のノウハウの不足が見られ、導入のボトルネックとなっていることから、ロボット導入を検討している企業に対し、導入の効果を周知するとともに、適切な助言・指導を行う必要がある。
- 基幹的農業従事者の高齢化、担い手不足が進む中、農業を持続的に発展させるためには、農業に従事する若者の定着が必要である。そのためには、作業の省力化・軽労化による高品質安定生産や大規模化等につながるスマート農業の活用や、生産性の向上及び低コスト化を図り、周年・複合型の農業の推進等による農業経営の効率化・安定化につながる取組みにより、意欲ある若者の参入を後押しする必要がある。

(2) 交流人口拡大に向けた取組みの推進

<提言>

- ① 山形ならではの「まつり」、「食」、「文化遺産」など、山形でしかできない体験を活かした魅力的な旅行商品の企画、売込み、受入れまでを一貫して取り扱うことができる民間団体等と連携し、その知識や経験を十分に活用しながら、誘客の更なる強化を図ること。
- ② インバウンドの拡大に向けては、クルーズ船やチャーター便の誘致拡大を図るとともに、ラグビーワールドカップ2019日本大会（以下「RWC2019」という。）、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020」という。）など国際的なイベントの機会を捉え、山形の観光スポットをPRするとともに、観光地をめぐるツアーを企画・提案すること。
- ③ 東京2020において、選手村等で山形の食材を提供するため、農業生産工程管理（以下「GAP」という。）等の認証取得の推進を図ること。また、東京2020を契機に、山形の食文化、県産品等の魅力をPRするため、東京2020関連施設での活用に対する支援や、積極的な情報発信を行うこと。
- ④ 山形県総合文化芸術館のオープンに当たり、文化・芸術等の山形の魅力を県内外に広く発信するとともに、県内の文化・観光施設等との連携や各種イベントの活用により観光客を呼び込み、地域経済の活性化を図ること。

<現状>

- 平成29年度の観光者数は4,512万2千人となり、「山形日和。」花回廊キャンペーン、「山形日和。」冬の観光キャンペーンの展開や、冬のイベントの開催支援等、冬期間における観光誘客の底上げを図る取組みにより、過去最高となった28年度に引き続き4,500万人の観光者数を記録した。

本県の観光者数

(単位:千人)

平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
45,122.4	45,814.1	44,904.3	45,171.6

出典：県観光文化スポーツ部「山形県観光者数調査」

- 「山寺が支えた紅花文化」が平成30年度の日本遺産に認定され、本県では、平成28年度の「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』出羽三山」、29年度の酒田市の「北前船寄港地・船主集落」、鶴岡市の「サムライゆかりのシルク」に続き4件目となった。
- 平成29年の外国人旅行者の県内受入数は、台湾、韓国及び香港が大きく伸びたことにより、19万1千人と、前年度に比べ6万3千人増、率にして149.3%となった。また、宿泊者数は9万8千人となり、前年度に比べ2万8千人増、率にして139.3%となった。

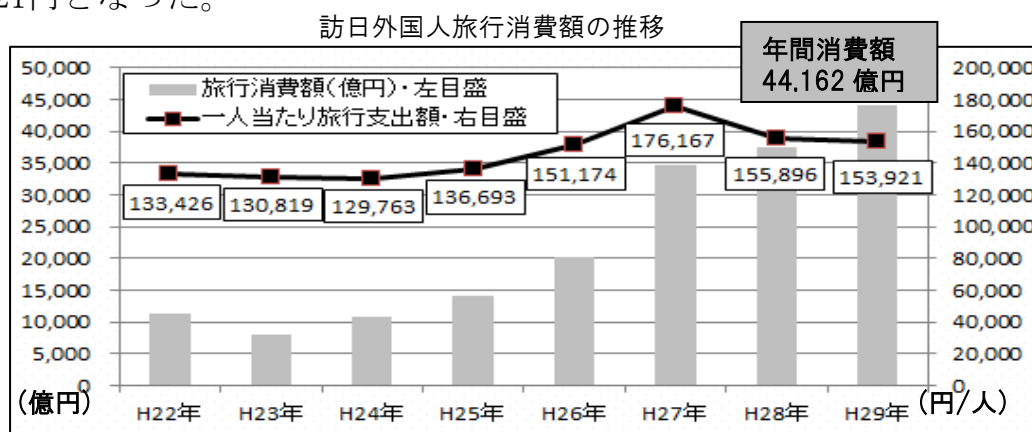
本県の外国人旅行者県内受入数

(単位:人)

年(1-12月)						
	うち台湾	うち韓国	うち香港	うち中国	うちタイ	
H28	127,731	68,998	12,330	5,207	10,873	6,046
H29	190,639	107,066	17,598	9,258	11,531	6,005
前年比(H29/H28)	149.3%	155.2%	142.7%	177.8%	106.1%	99.3%

出典：県観光文化スポーツ部「外国人旅行者県内受入実績調査」

- 平成29年の訪日外国人の旅行消費額は、前年比17.8%増の4兆4,162億円となり、過去最高となった。また、一人当たり旅行支出は前年比1.3%減の15万3,921円となった。



出典：観光庁「訪日外国人の消費動向調査」

- 「訪日前に最も期待していたこと」に関する調査では、「ショッピング」より「日本食を食べること」や「自然・景勝地観光」の回答が上回っている。また、娯楽サービス費購入率が、平成29年は35.7%と、24年の21.5%から14.2ポイント増になるなど、「モノ」消費から体験型観光など「コト」消費へのシフトが見られる。

訪日外国人が訪日前に最も期待していたこと(単一回答)

(単位:%)

日本食を食べること	26.1
自然・景勝地観光	14.8
ショッピング	13.9
テーマパーク	7.9
温泉入浴	7.5
日本の歴史・伝統文化体験	4.3
繁華街の街歩き	3.6
四季の体感	3.6

出典：観光庁「訪日外国人の消費動向平成29年年次報告書」

- 山形空港及び庄内空港と台湾を結ぶ国際定期チャーター便は、平成30年10月から31年2月まで144便の運航が予定され、約1万人の来訪者が見込まれる。また、30年の酒田港への外航クルーズ船寄港は、初寄港となったダイヤモンド・プリンセスなど3回の寄港に加え、31年は5回の寄港予定となっている。
- RWC2019は、平成31年9月から、北海道・東北を含む全国12都市を会場に開催予定であり、ヨーロッパ・オセアニアを中心に多くの外国人観戦客が見込まれる。また、山形県、山形市及び天童市は、ラグビーワールドカップ2019組織委員会と公認チームキャンプ地契約を締結している。

- 東京2020は、平成32年7月から開催予定であり、選手団の事前キャンプなどを契機に、地方公共団体と大会参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進するため、31年2月末時点で、県と14市町が14の国・地域を相手国として、ホストタウンに登録されている。
- 東京2020の食材調達基準では、選手村で食材を提供するには、第三者認証されたGAP等を取得する必要があるが、本県の認証状況は、平成30年11月末時点で、グローバルGAPが2件26農場、アジアGAPが8件8農場、JGAPが17件30農場、県版GAPが4件112農場となっている。
- 山形県総合文化芸術館は、2,001席を持つ大ホールを中核に、山形の魅力を発信する施設や防災・減災機能等を併せ持つ複合文化施設として、平成32年3月にJR山形駅西口に開館予定である。

<課題>

- アジア諸国の経済発展や日本への旅行需要の高まりなどから、本県を訪れる外国人旅行者も年々増加している。外国人旅行者のニーズは、「モノ」消費から体験型観光など「コト」消費へのシフトが見られ、「その地域ならではの体験」が求められている。
- RWC2019は、各チームの試合間隔が長いことに加え、来日が見込まれる観戦客は富裕層が多く長期滞在の傾向があること、また、試合は全国12都市で44日間開催され、国内キャンプ地は50箇所以上にのぼり、試合会場の移動等による観戦客の周遊が見込まれる。また、東京2020においても、多数の観戦客の来日が見込まれることから、観戦客を山形県へ呼び込むとともに、山形を世界にPRする絶好の機会とすべきである。
- 東京2020において、選手村等で多くの食材が提供されることとなるが、県内農家のGAP等の認証取得件数は未だ少なく、申請スケジュールを考慮すると、平成31年度中の認証取得が必要となる。併せて、実際に食材を調達することになる流通関係者等に調達基準を満たす県産農産物の幅広い周知と、山形が誇る食文化・県産品等の魅力の積極的な発信が重要である。
- 山形県総合文化芸術館は、本県の「文化・芸術活動の拠点」として、山形の文化芸術活動の裾野拡大、県内文化施設のネットワークの強化が求められる。さらに、「文化」と「産業」の連携を活かした本県の強みや魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、地域活性化の拠点としての役割も求められる。

(3) 働き方改革に関する取組みの推進

<提言>

- ① 時間外労働時間の上限について、月45時間、年360時間を原則とする制度の見直しが行われ、平成31年4月から順次適用されることから、山形労働局と連携しながら、企業に対し、長時間労働の是正や労働関係法令の遵守など、労働者が安心して就労できるよう、新制度の周知を図ること。
- ② 女性、高齢者、障がい者等、誰もが活躍できる職場づくりを目指した働き方改革の円滑な推進に向け、長時間労働の是正や生産性向上に取り組んでいる好事例の紹介や、国が設置する働き方改革推進支援センターの周知を図るとともに、各種助成金の活用等についての相談体制の充実を図ること。

<現状>

- 山形県の一般労働者（パートタイム労働者以外の者）の総実労働時間は、2,000時間を超える水準で推移しており、全国平均を毎年上回っている状況である。

年間総労働時間（パートタイム労働者以外の者）
(単位:時間)

	山形県	全国
H24	2,063	2,030
H25	2,039	2,018
H26	2,047	2,021
H27	2,033	2,026
H28	2,036	2,024

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- 山形労働局では、平成29年4月から30年3月までに、長時間労働が疑われる427事業場に対して、監督指導を行い、うち330事業場において労働基準関係法令違反があった。そのうち177事業場では違法な時間外労働が、35事業場では賃金不払残業があり是正・改善に向けた指導を行った。

監督指導結果（違法な時間外労働）

区分	事業場数
違法な時間外労働があったもの	177
うち時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	128
うち、月100時間を超えるもの	80
うち、月150時間を超えるもの	15
うち、月200時間を超えるもの	2

監督指導結果（賃金不払残業）

区分	事業場数
賃金不払残業があったもの	35
うち時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	20

出典：山形労働局「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（報道発表資料）」

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）には、時間外労働の上限規制などを盛り込んだ労働基準法の改正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム労働法等の改正などが含まれており、31年4月1日から順次施行される。

- 働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、厚生労働省が、働き方改革推進支援センターを47都道府県に設置している。
- 内閣府の男女共同参画白書によると、生産年齢人口（15歳～64歳）の女性の就業率は、平成13年の57%から、29年は67.4%と10ポイント上昇しているが、29年の男性の就業率の82.9%と比べ低い状況である。
- 内閣府の高齢社会白書によると、労働力人口（15歳以上人口のうち就業者と完全失業者の計）のうち65歳以上の者は、平成19年の549万人、全体に占める割合8.2%に対し、29年は821万人、12.2%と年々上昇している。
- 内閣府の障害者白書によると、民間企業における障がい者雇用の状況は、平成19年の30万3千人、実雇用率1.55%に対し、29年は49万6千人、1.97%と、雇用障がい者数は14年連続して過去最高を更新し、法定雇用率を達成した企業の割合は50%となっている。

<課題>

- 平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されるため、時間外労働の上限規制導入等の改正の趣旨や内容、長時間労働の是正に向けて活用可能な補助金等の支援策について企業に周知する必要がある。
- 各企業においてワーク・ライフ・バランスの推進による長時間労働の是正等、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組むことが必要である。働く人々のモチベーションを向上させ、時間意識を高めることにより、健康の確保と生産性の向上につなげ、企業イメージが向上することで更に優秀な人材を確保・定着させ、企業の成長という好循環につなげることが重要である。
- 一人ひとりが希望や能力、適性を活かせる職場づくりが重要であり、そのためには、女性、高齢者、障がい者等、誰もが働きやすい職場環境づくりが求められる。